

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の 一部改正のお知らせ

防府市入札検査室

現在、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格（工事、工事に係る業務委託）は、各要領に基づき算出しておりますが、ダンピング対策のさらなる強化を図るため、下記のとおり低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の一部改正を行います。

1 改正内容

(1) 工事又は製造の請負契約に係る最低制限価格制度対象の拡大

最低制限価格制度の対象を、設計金額が500万円を超える工事又は製造の請負契約から設計金額が130万円を超える工事又は製造の請負契約へ拡大する。

(2) 建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格算出時の算入率の引き上げ

調査基準価格及び最低制限価格を算出する際の「現場管理費」の算入率を10分の8から10分の9へ引き上げる。

	【現行】	【改正後】
土木系・ 営繕系 工事	① 直接工事費の額に 10分の10を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に 10分の9を乗じて得た額 ③ <u>現場管理費の額に 10分の8を乗じて得た額</u> ④ 一般管理費の額に 10分の7を乗じて得た額	① 直接工事費の額に 10分の10を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に 10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に 10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に 10分の7を乗じて得た額

(3) 建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格並びに建設工事に係る業務委託における最低制限価格算出方法の見直し

建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格並びに建設工事に係る業務委託における最低制限価格の算出時の端数調整方法を下記のとおりとする。

	【現行】	【改正後】
建設工事	算出した額の <u>千円未満を切捨て</u>	・ 設計金額が3,000万円以上の建設工事の場合、 算出した額の10万円未満を切上げ ・ 設計金額が3,000万円未満の建設工事の場合、 算出した額の1万円未満を切上げ
業務委託		・ 算出した額の1万円未満を切上げ

※ 本改正に伴い、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の上限（予定価格の9.5/10）及び下限（予定価格の7/10）を撤廃します。

入札価格調査基準価格及び最低制限価格算出例

○建設工事（設計金額 3,000 万円以上）の場合

	請負対象 設計額 (予定価格)	調査基準価格 及び 最低制限価格 算出値 (端数調整前)	【現行】 調査基準価格 及び 最低制限価格 (千円未満切捨て)	【改正後】 調査基準価格 及び 最低制限価格 (10万円未満切上げ)
例1	194,350,200	178,802,184	178,802,000	178,900,000
例2	31,490,360	28,971,131	28,971,000	29,000,000

○建設工事（設計金額 3,000 万円未満）及び建設工事に係る業務委託の場合

	請負対象 設計額 (予定価格)	調査基準価格 及び 最低制限価格 算出値 (端数調整前)	【現行】 調査基準価格 及び 最低制限価格 (千円未満切捨て)	【改正後】 調査基準価格 及び 最低制限価格 (1万円未満切上げ)
例1	17,726,500	16,308,380	16,308,000	16,310,000
例2	7,045,720	6,482,062	6,482,000	6,490,000

○建設工事に係る業務委託（複合業務）の場合

業務の種類	最低制限価格 算出値 (端数調整前) ①	【現行】	
		①の金額を種類ごとに端数調整 (千円未満切捨て) ②	最低制限価格 ②の合計
測量業務	5,932,030	5,932,000	16,864,000
設計業務	8,155,012	8,155,000	
調査業務	2,777,361	2,777,000	



業務の種類	最低制限価格 算出値 (端数調整前) ①	【改正後】	
		①の金額を種類ごとに端数調整 (1万円未満切上げ) ②	最低制限価格 ②の合計
測量業務	5,932,030	5,940,000	16,880,000
設計業務	8,155,012	8,160,000	
調査業務	2,777,361	2,780,000	

2 適用開始日

令和4年10月1日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用する。